

令和8年瑞穂町農業委員会2月総会

令和8年2月24日、令和8年瑞穂町農業委員会2月総会が瑞穂町役場2階 会議室2-1、2-2にて開催された。

農業委員会委員

1番	榎本雄一	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	鈴木正実 【欠席】
5番	坂田敬一	6番	中野高雄	7番	古川宗昭	8番	西村一彦
9番	村山正信	10番	細渕日出夫	11番	吉岡昭夫	12番	上野勝

農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	水村探太郎	農政係長 (書記)	田中悠也
農政係	宮野裕城		

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第2号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について

開 会 午前 10 時 42 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 8 年瑞穂町農業委員会 2 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、10 番委員の細渕 日出夫さんと 11 番委員の吉岡 昭夫さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 2 月 16 日(月) 午前 9 時 30 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ブロッコリー、キャベツ、サニーレタス、ハクサイ等を栽培しています。耕作面積は約 150 a。農業従事者は本人、妻です。農業従事日数は本人が 300 日、妻が 200 日です。所有機械はトラクター 1 台、軽トラック 1 台、耕運機 1 台、マルチャー 1 台等です。販路につきましては直売所、量販店です。取得農地の営農計画はブロッコリー、キャベツ、ハクサイを栽培予定です。通作距離は車で 15 分です。販路は直売所、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号2、番号3、番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。本案件について申請地が隣接し、借主が同一人物であるため一括審議としたいと思います。一括審議とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本案件は一括審議といたします。それでは事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第1号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員

(細渕 日出夫 君) 議案第1号、番号2、番号3、番号4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は2月16日(月)午前9時50分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、トウモロコシ、キャベツ、ブロッコリー、ハクサイを栽培しています。耕作面積は約200a。

農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が 300 日です。所有機械はトラクター2台、管理機2台、耕運機1台、マルチャー1台等です。販路につきましては量販店、直売所です。取得農地の営農計画はキャベツ、ブロッコリーを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は量販店、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

2番委員 (山田 明弘 君) 議案第2号、番号1農地法第3条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は2月17日(火)午前10時20分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、トウモロコシ、ネギ、ハクサイ、ブロッコリー等を栽培しています。耕作面積は約450aです。農業従事者は本人、妻、従業員6名、パート2名です。農業従事日数は本人が350日、妻が300日、従業員が各250日、パートが各100日です。所有機械は、トラクター3台、軽トラック3台、管理機8台等です。販路につきましては、量販店です。申請地の営農計画ですが、トウモロコシ、ハクサイ、ブロッコリーを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第2号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請の通り可決いたします。続きまして、議案第3号番号1、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第4号、番号1農地法第4条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、申請人〇〇、転用目的営農型太陽光発電の設置です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第3号、番号1農地法第4条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は2月17日(火)午前10時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。

申請者である〇〇〇〇さんから事務局が聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

【調査内容1】農地の区分と転用目的についてですが、農地の区分は農業振興地域の農用地で、転用目的は営農型太陽光発電であり適当と判断しました。

【調査内容2】資力及び信用についてですが、設備は設置済みであり撤去の指令が下りた場合においても撤去費用の支払いが可能であることを事務局が通帳の残高より確認していることから、適当と判断しました。

【調査内容3】転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

【調査内容4】申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、すでに設置済みであるため確実であると判断しました。

【調査内容 5】行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、事務局が確認したところ都市計画法に基づく許可申請は不要であり、自然保護条例に基づく許可申請も不要であるとのことでした。

【調査内容 7】計画面積の妥当性についてですが、土地利用計画図などの申請書類から、適当であると判断しました。

【調査内容 9】周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、排水や土砂の流出等、周囲の畑への影響を与えないようにするとのことでしたので、適当と判断しました。

【調査内容 10】一時転用である妥当性についてですが、3年ごとの更新の申請であり、適当であると判断しました。

【調査内容 11】行政庁との協議等はすでに終了しています。

以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第 3 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請の通り可決いたします。続きまして、報告第 1 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第 1 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。続きまして、報告第 2 号営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第 2 号営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面

積〇〇、農振区分〇〇、申請人〇〇、転用目的営農型太陽光発電設備の設置、営農状況〇〇。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、申請人〇〇、転用目的営農型太陽光発電設備の設置、営農状況〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 2 号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和 8 年瑞穂町農業委員会 2 月総会を閉会といたします。

閉 会 午前 11 時 10 分

議 長

第 10 番 委 員

第 11 番 委 員